

議案第21号

令和7年度長野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度長野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水件数	160,100件
(2) 年間総排水量	40,975,000m ³
(3) 一日平均排水量	112,260m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道管改良事業	202,225千円
公共下水道事業	3,401,970千円
流域関連公共下水道事業	1,275,290千円
流域下水道事業	253,343千円
特定環境保全公共下水道事業	718,980千円
農業集落排水事業	166,782千円
戸別浄化槽事業	19,312千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	14,415,400千円
第1項 営業収益	7,729,086千円
第2項 営業外収益	6,124,667千円
第3項 特別利益	561,647千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	13,547,000千円
第1項 営業費用	11,735,949千円
第2項 営業外費用	1,270,123千円
第3項 特別損失	540,928千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額5,877,700千円は、過年度分損益勘定留保資金

2,357,886千円、当年度分損益勘定留保資金 3,200,097千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 319,717千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	6,523,500千円
第1項 企業債	3,836,200千円
第2項 国庫補助金	1,342,686千円
第3項 工事負担金	70,201千円
第4項 受益者負担金	32,399千円
第5項 他会計負担金	1,242,013千円
第6項 固定資産売却代金	1千円
支 出	
第1款 資本的支出	12,401,200千円
第1項 建設改良費	6,355,191千円
第2項 企業債償還金	6,041,999千円
第3項 国庫補助金返還金	4,010千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度融資分排水設備設置資金利子補給金	令和8年度から 令和12年度まで	2,000千円
上下水道局GISシステム整備・データ更新業務委託事業費	令和8年度から 令和13年度まで	85,000千円
令和7年度東部終末処理場改築更新事業費	令和8年度から 令和9年度まで	2,080,000千円
東部終末処理場沈砂池ポンプ棟沈砂掻揚機整備事業費	令和8年度	74,400千円
東部終末処理場沈砂池ポンプ棟主ポンプ整備事業費	令和8年度	198,900千円
東部終末処理場耐震化再構築事業費	令和8年度	35,000千円
川中島幹線関連下水道新設事業費	令和8年度	8,000千円
下水道舗装復旧事業費	令和8年度	51,400千円
浅野島ポンプ場建設工事委託事業費	令和8年度から 令和10年度まで	2,490,000千円

事 項	期 間	限 度 額
堂平橋関連下水道布設替事業費	令和 8 年度	12,700千円
財又橋関連下水道布設替事業費	令和 8 年度	13,700千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業費	3,836,200千円	普通貸借又は債券発行。ただし、債券発行の細目については市長が定める。	年5.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 593,772千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費用及び資本的支出に充当のため一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、3,923,000千円である。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器具及び備品	G I Sシステム機器	1 台

令和7年2月26日提出

長野市長 荻 原 健 司